

## 山梨県生食用食肉取扱施設届出要綱

### (目的)

第1 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従って、牛の食肉を生食用として取り扱う施設の届出について定め、生食用食肉取扱施設を把握し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 生食用食肉とは、規格基準が定められた生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く））であって生食用として販売するもの、いわゆるユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキ等をいう。
- 2 生食用食肉取扱施設とは、販売の用に供する目的で生食用食肉を加工し、調理し、又は提供する施設をいう。
- 3 生食用食肉取扱者とは、生食用食肉取扱施設において生食用食肉を取り扱う者であって、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生食用食肉の調理基準のみが適用される施設にあっては、その施設の食品衛生責任者で差し支えないものとする。
  - (1) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
  - (3) 法第48条第6項第3号の規定にする食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
  - (4) 食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、法第48条第6項第4号の規定による講習会の課程を修了した者であって、食肉製品製造業に従事する者
  - (5) 都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得させるために開催し、又は適正と認める者に開催させた講習会を修了した者（認定生食用食肉取扱者）
- 4 加工とは、規格基準で定められた生食用食肉に係る基準（加工基準）に従い、肉塊を枝肉から切り出し、又は切り出した肉塊の加熱殺菌等を行うことをいう。
- 5 調理とは、加熱殺菌済みの生食用食肉の肉塊を細切又は調味して消費者に提供する行為のみを行うことをいう。なお、加熱殺菌済みの生食用食肉の盛り付けのみを行う行為も含む。
- 6 提供とは、容器に盛り付けられ、容器ごと包装された加熱殺菌済みの生食用食肉を仕入れ、細切、調味、盛り付け等を行わずに、その場で喫食するために容器ごと客に提供する行為をいう。

(生食用食肉取扱施設の届出)

- 第3 生食用食肉取扱施設を設置しようとする営業者は、あらかじめ「生食用食肉取扱施設届出書」(様式第1号)により、営業施設の所在地を管轄する保健所長に届け出るものとする。
- 2 前項の届出の提出を受けた保健所長は、現地調査を行い、規格基準及び山梨県食品衛生法施行条例(平成12年山梨県条例第11号)第3条別表第一第一号ニの施設の基準に適合していることを確認すること。
- 3 第1項の届出を行った営業者は、届出事項に変更があったときは、「生食用食肉取扱施設届出事項変更届」(様式第2号)により、当該施設を管轄する保健所長に速やかに届け出るものとする。
- 4 営業者は、当該施設の営業を廃止したとき、規格基準に適合しなくなったとき、または生食用食肉の取り扱いを行わなくなったときは、「生食用食肉取扱施設廃止届」(様式第3号)により、届出書を提出した保健所長に速やかに届け出るものとする。

(証明)

- 第4 生食用食肉取扱施設は、第3の1に係る届出について証明を必要とするときは、「生食用食肉取扱施設届出書」を提出した保健所長に「生食用食肉取扱施設届出証明交付申請書」(様式第4号)によりその旨の証明を申請できるものとする。
- 2 前項の申請を受けた保健所長は申請事項を確認し、「生食用食肉取扱施設届出証明書」(様式第5号)を交付するものとする。

(施設の基準)

- 第5 生食用食肉取扱施設(提供のみを行う施設を除く。)が備えるべき施設の基準は、山梨県食品衛生法施行条例(平成12年山梨県条例第11号)第3条別表第一第一号ニに定めるとおりとする。

(その他)

- 第6 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年9月30日までに販売される業務用以外の生食用食肉の表示については、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。